

男鹿市告示第92号

男鹿のナマハゲ保存・継承費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月9日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿のナマハゲ保存・継承費補助金交付要綱の一部を改正する告示
男鹿のナマハゲ保存・継承費補助金交付要綱（令和3年男鹿市告示第69号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助金の交付限度額) 第4条 補助金の交付限度額は、前条で定める対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において交付するものとする。 <u>ただし、面については、過去の資料や写真を参考として、地域特有の面を修理又は復元制作した場合は、当該面についての対象経費の合計額の5分の4以内の額とする。</u>	(補助金の交付申請) 第4条 補助金の交付限度額は、前条で定める対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において交付するものとする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。